

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第五十六号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「第三十条の十八の四第二項及び第四項」を「第三十条の十八の五第二項及び第六項」に改める。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第七條 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和六年厚生労働省令第七十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
附 則		
(施行期日)		
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		
一 第二条の規定 令和七年十月一日		
二 (略)		
附 則		
(施行期日)		
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		
一 第二条の規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日		
二 (略)		

この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。
○厚生労働省令第三十二号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三十一号)の一部の施行に伴い、並びに医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第六条の三第一項、第六条の四の二第一項、第十六条の二第一項、第三十条の三の二、第三十条の四第十二項、第三十条の十八の四第一項から第四項まで、同条第七項において準用する第三十条の十三第四項及び第三十条の十八の五第三項の規定に基づき、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 福岡 資麿

令和七年三月三十一日
医療法施行規則等の一部を改正する省令
(医療法施行規則の一部改正)

第一条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
目次		
第一章〰第四章の二の二 (略)		
第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進(第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十三)		
第四章の二の四 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保(第三十条の三十三の十四―第三十条の三十三の二十)		
第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等(第三十条の三十三の二十一―第三十条の三十三の二十五)		
第五章〰第七章 (略)		
附 則		
第一条の八 (略)		
第一条の八の二 法第六条の四の二に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条に規定する病院又は診療所の管理者が当該病院又は診療所において、法第三十条の十八の四第一項に規定する継続的な医療を要する者(以下この条及び別表第八において単に「継続的な医療を要する者」という。)に対して在宅医療を提供する場合その他外来医療を提供する場合であつて、おおむね四月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合とする。		
目次		
第一章〰第四章の二の二 (略)		
第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進(第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十四)		
(新設)		
第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等(第三十条の三十三の十五―第三十条の三十三の十九)		
第五章〰第七章 (略)		
附 則		
第一条の八 (略)		
(新設)		

2 法第六条の四の二に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のいずれかに掲げるものとする。

一 法第六条の四の二に規定する病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機と継続的な医療を要する者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 法第六条の四の二に規定する病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて継続的な医療を要する者又はその家族の閲覧に供し、当該継続的な医療を要する者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

三 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

四 書面を交付する方法

3 法第六条の四の二第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 継続的な医療を要する者に対して提供する医療に係る法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する機能並びに同項第二号に規定する機能及び当該機能の確保に係る同項第三号に規定する事項

二 病院又は診療所の管理者が継続的な医療を要する者への適切な医療の提供のために必要と判断する事項

第一条の八の三 妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の五まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の二第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の五において同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。

2 (略)

第一条の八の四・第一条の八の五 (略)

第九条の十六 地域医療支援病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の二第一項第一号から第六号に掲げる事項を行わなければならない。

一・二 (略)

三 地域におけるかかりつけ医機能（法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能をいう。別表第一及び別表第八において同じ。）の確保のための研修その他の地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。

四・六 (略)

(厚生労働大臣による情報提供の求め)

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二第二項又は第二項の規定により、法第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者又は法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「外来機能報告対象病院等」という。）若しくは法第三十条の十三の十三の三第一項に規定する無床診療所（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の十三の六第二項又は第三十条の三十三の十一第二項に規定する受託者（以下これらをこの条において「受託者」という。）を経由して、第三十条の三十三の六第二項若しくは第三十条の三十三の十一第二項に規定するファイル等に記録する方法又は第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

2 法第六条の四の二に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のいずれかに掲げるものとする。

一 法第六条の四の二に規定する病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機と継続的な医療を要する者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 法第六条の四の二に規定する病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて継続的な医療を要する者又はその家族の閲覧に供し、当該継続的な医療を要する者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

三 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

四 書面を交付する方法

3 法第六条の四の二第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 継続的な医療を要する者に対して提供する医療に係る法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する機能並びに同項第二号に規定する機能及び当該機能の確保に係る同項第三号に規定する事項

二 病院又は診療所の管理者が継続的な医療を要する者への適切な医療の提供のために必要と判断する事項

第一条の八の二 妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の四まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の二第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の四において同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。

2 (略)

第一条の八の三・第一条の八の四 (略)

第九条の十六 地域医療支援病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の二第一項第一号から第六号に掲げる事項を行わなければならない。

一・二 (略)

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。

四・六 (略)

(厚生労働大臣による情報提供の求め)

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者又は法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三の三第一項に規定する無床診療所（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の十三の六第二項又は第三十条の三十三の十一第二項に規定する受託者（以下これらをこの条において「受託者」という。）を経由して、第三十条の三十三の六第二項若しくは第三十条の三十三の十一第二項に規定するファイル等に記録する方法又は第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

2 | 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二第三項の規定により、法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県知事を経由して、第三十条の三十三の十五第三項に規定する方法により都道府県知事に報告された情報の提供を求めるものとする。

第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の二十四において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二 四 （略）

（法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十三の十三 （略）

第四章の二の四 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保

第三十条の三十三の十四 （略）

（かかりつけ医機能報告）

第三十条の三十三の十五 法第三十条の十八の四第一項に規定する厚生労働省令で定める病院又は診療所は、次に掲げるもの以外の病院又は診療所（以下「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）とする。

一 特定機能病院

二 歯科医療のみを行う病院又は診療所

三 刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所

四 皇室用財産である病院又は診療所

2 | 法第三十条の十八の四第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 慢性的疾患を有する高齢者

二 障害者

三 障害児

四 医療的ケア児

五 難病患者

六 前各号に掲げる者のほか継続的な医療を要する者

3 | 法第三十条の十八の四第一項の規定による都道府県知事への報告（以下「かかりつけ医機能報告」という。）は、当該都道府県知事が定める方法により、別表第八第二の項、第四の項及び第六の項に掲げる事項について、一年に一回、一月一日から三月三十一日までの間に行うものとする。

（新設）

第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十八において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二 四 （略）

（法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十三の十三 （略）

（新設）

第三十条の三十三の十四 （略）

（新設）

4 法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるもの、同項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもの、同項第三号の厚生労働省令で定める相互の連携及び同項第四号の厚生労働省令で定める事項は別表第八のとおりとする。

(都道府県知事による確認)

第三十条の三十三の十六 法第三十条の十八の四第二項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める要件は、同条第一項第二号イからニまでに掲げる機能ごとに、別表第八第三の項各号に掲げる機能の確保に係る体制を有することとする。

2 法第三十条の十八の四第二項に規定する確認は、同条第一項第二号イからニまでに掲げる機能ごとに、かかりつけ医機能報告により報告された別表第八第四の項各号に掲げる事項を確認することにより行うものとする。

(都道府県知事による確認結果の公表)

第三十条の三十三の十七 都道府県知事は、法第三十条の十八の四第三項の規定により、前条第二項に規定する確認を行った結果についてインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(報告事項の変更の報告)

第三十条の三十三の十八 法第三十条の十八の四第四項の規定による報告は、第三十条の三十三の十五第三項に規定する方法により、速やかに行うものとする。

(かかりつけ医機能報告の公表)

第三十条の三十三の十九 都道府県知事は、法第三十条の十八の四第七項において準用する法第三十条の十三第四項の規定により、法第三十条の十八の四第一項及び第四項の規定により報告された事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(法第三十条の十八の五第三項の厚生労働省令で定める事項)

第三十条の三十三の二十 法第三十条の十八の五第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、在宅医療、介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者との連携その他医療と密接に関連するサービスに関するものとして、都道府県が関係する市町村の参加が必要であると認めるものとする。

第四章の三 (略)

第三十条の三十三の二十一 第三十条の三十三の二十五 (略)

別表第一 (第一条の二の二関係)

第一 管理、運営及びサービス等に関する事項

一・二 (略)

三 院内サービス等

イ 共通事項 (1)については助産所を除く。

(1) (3) (略)

(4) 車椅子、杖等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの

(5) (略)

ロ・二 (略)

四 (略)

第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項

一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ 病院

(1) (14) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四章の三 (略)

第三十条の三十三の十五 第三十条の三十三の十九 (略)

別表第一 (第一条の二の二関係)

第一 管理、運営及びサービス等に関する事項

一・二 (略)

三 院内サービス等

イ 共通事項 (1)については助産所を除く。

(1) (3) (略)

(4) 車椅子等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの

(5) (略)

ロ・二 (略)

四 (略)

第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項

一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ 病院

(1) (14) (略)

第三 (略)	(15) 地域医療連携体制 (i)・(ii) (略)
	(iii) (略)
	(16) (略)
	□ 診療所 (1)・(14) (略)
	(15) 地域医療連携体制 (i) (略)
	(ii) (略)
	(16) (略)
	ハ・ニ (略)
	第三 (略)
	第四 (略)
別表第八 (第三十条の三十三の十五関係)	
第一 法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるもの 病院又は診療所が有する、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、当該継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、当該継続的な医療を要する者の生活状況を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、また、当該病院又は診療所が有する専門性を超えるため適切な診療及び保健指導を行うことができない場合には、地域の医師、医療機関その他の関係者の協力を得て解決方法を提示する機能	
第二 法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する機能の有無及びその内容に関する事項	
第三 (略)	一 第一に規定する機能の有無及び次号から第六号までに掲げる事項の院内掲示による公表の有無
	二 かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無
	三 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの有無
	四 厚生労働大臣が定める診療領域ごとの一次診療の対応の有無
	五 一次診療において対応することができる疾患等として厚生労働大臣が定めるもの
	六 医療に関する患者からの相談（継続的な医療を要する者への継続的な相談を含む。）に応じることができること
	七 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
	八 情報基盤として厚生労働大臣が定めるものを活用する体制の有無
	九 情報基盤として厚生労働大臣が定めるものを活用した服薬の一元的な管理の実施状況
	第三 法第三十条の十八の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもの
一 法第三十条の十八の四第一項第二号イに規定する機能 通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能（他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）	
第三 (新設)	(15) 地域医療連携体制 (i)・(ii) (略)
	(iii) 身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能として厚生労働大臣が定めるもの（以下「かかりつけ医機能」という。） (iv) (略)
	(16) (略)
	□ 診療所 (1)・(14) (略)
	(15) 地域医療連携体制 (i) (略)
	(ii) (略)
	(iii) (略)
	かかりつけ医機能 (略)
	(16) (略)
	ハ・ニ (略)
第四 (略)	
別表第七 (第三十条の三十関係) (略)	
(新設)	

- 二 法第三十条の十八の四第一項第二号ロに規定する機能 在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床を確保し、地域における退院支援に関する取決めを行うとともに、地域連携クリティカルパスへ参加し、また、入院中の患者について、退院後の在宅医療を担当する医師等との情報の共有並びに当該医師等による退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を行う機能
- 三 法第三十条の十八の四第一項第二号ハに規定する機能 在宅医療を提供する機能（他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）
- 四 法第三十条の十八の四第一項第二号ニに規定する機能 介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者と連携して医療を提供する機能
- 第四 法第三十条の十八の四第一項第二号に規定する機能の有無及びその内容に関する事項
- 一 法第三十条の十八の四第一項第二号イに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）
- イ 通常の診療時間以外の時間に診療を行う体制の確保状況
- ロ 通常の診療時間以外の時間の対応に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- 二 法第三十条の十八の四第一項第二号ロに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）
- イ 在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床の確保状況
- ロ 入院時の情報共有に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- ハ 地域における退院支援に関する取決め又は地域連携クリティカルパスへの参加状況
- ニ 退院時の情報共有又は共同での指導に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- ホ 特定機能病院、地域医療支援病院又は紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者の数
- 三 法第三十条の十八の四第一項第二号ハに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）
- イ 在宅医療を提供する体制の確保状況
- ロ 訪問診療、往診又は訪問看護に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- ハ 訪問看護サービスの提供に際する指示に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- ニ 在宅における看取りに係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
- 四 法第三十条の十八の四第一項第二号ニに規定する機能に関する事項
- イ 介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況
- ロ 介護保険法第七条第五項に規定する介護支援専門員その他の医療と密接に関連するサービスを提供する者への情報の共有又は共同で指導を行った場合に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ハ 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保険施設その他の医療と密接に関連するサービスを提供する施設における医療の提供状況及びこれに係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況 ニ 地域の介護事業者及び医療機関その他の関係者とのネットワークへの参加又はその活用の状況 ホ 患者が望む人生の最終段階における医療の提供等に係る適切な意思決定支援の実施状況 五 第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる体制又は病床の確保を他の病院又は診療所と連携して行うときは、当該病院又は診療所の名称及びその連携の内容 第五 法第三十条の十八の四第一項第三号に規定する同項第二号の機能を確保するために行う相互の連携に関する事項 一 法第三十条の十八の四第一項第二号イに掲げる機能を確保するために、当該かかりつけ医療機能報告対象病院等が単独で体制を確保した上で行う、地域の患者に対する通常の診療時間以外の時間における外来医療の提供に係る複数の医療機関による交代での医療の提供又は休日夜間急患センターへの参加その他の通常の診療時間以外の時間に診療を行う体制を確保するための他の病院又は診療所との連携 二 法第三十条の十八の四第一項第二号ロに掲げる機能を確保するために行う、在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床を確保するための他の病院又は診療所との連携 三 法第三十条の十八の四第一項第二号ハに掲げる機能を確保するために、当該かかりつけ医療機能報告対象病院等が単独で体制を確保した上で行う、在宅医療を提供する体制を確保するための他の病院又は診療所との連携 第六 法第三十条の十八の四第一項第四号に規定する機能に関する事項 一 健康診査の実施状況 二 予防接種の実施状況 三 学校医の業務、産業医の業務又は警察の活動への協力その他の地域活動の実施状況 四 大学の医学部において医学を専攻する学生若しくは臨床研修を受ける医師に対する教育又は医師の再教育その他の教育活動の実施状況 五 法第三十条の十八の四第一項第一号又は第二号の機能を担う意向の有無（当該機能を有しない場合に限る。）			（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正） 第二条 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。		
改 正 後			改 正 前		
（一部負担金等の受領） 第五条（略） 2（略） 3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く）、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の五第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。 一・二（略）			（一部負担金等の受領） 第五条（略） 2（略） 3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く）、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。 一・二（略）		

（傍線部分は改正部分）

(保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令の一部改正)
第三条 保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第三十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
附則 (経過措置) 第二条 (略)		
3 第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下この項において「新療担規則」という。)第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の十八の五の第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二の第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が新たに公表したものに限る。)において、新療担規則第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。		

附則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十三号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 福岡 資麿

令和七年三月三十一日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条 医薬品 医療機器等の品質 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
(旅費の額) 第三百三十二条の三 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第二項第七号の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第百三十二条の五第三項において「職員旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により計算した旅費の額とする。		
2 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第百三十二条の五第四項において「機構職員旅費相当額」という。)は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。		
3 (略)		
(在勤官署の所在地) 第三百三十二条の四 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定するものに限る。)の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。		
(旅費の額) 第三百三十二条の三 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第二項第七号の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第百三十二条の五第四項において「職員旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により計算した旅費の額とする。		
2 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第百三十二条の五第五項において「機構職員旅費相当額」という。)は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。		
3 (略)		
(在勤官署の所在地) 第三百三十二条の四 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定するものに限る。)の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。		